地方自治法第199条第7項の規定による指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

平成31年3月5日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 茂 呂 健 市

記

- 1. 監査の実施日 平成31年2月6日
- 2. 監査の対象
 - (1)公の施設 栃木市勤労者総合福祉センター
 - (2)指定管理者シダックス大新東ヒューマンサービス㈱
- 3. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿類、証ひょう書類等について、 内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問 等により実施した。

4. 監査の結果

施設設置の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好な ものと認められた。

以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

栃木市勤労者総合福祉センターは、市内の中小企業等に働く勤労者及び市民の福祉の増進と余暇活動の充実を図り、もって勤労意欲と生活の向上に資することを目的として、平成3年4月に開館した施設である。

指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス㈱は、施設及び設備の維持管理に関する業務等を行うほか、心身の健康維持、身体の増強、教養文化の向上を図るため、自主講座(生活に生かす書、リズム体操等)や各種イベント(婚活支援ふれあいパーティー等)を実施するとともに、各種団体、サークル、企業等へ情報提供を行い、更なるサービス向上と施設の利用促進を図っている。

平成29年度新規事業として、子育て世代の再就職活動に繋がる託児所付のマザーズセミナーの開催や、勤労者家族を対象にした英会話講座等の実施など、幅広い年齢層に向けた事業を積極的に展開するとともに、広報紙、ホームページ、SNS等による情報発信にも力を入れ、当施設の設置目的に沿った効果的な運営に努めている。

(2) 会計経理について

市からの委託料 15,472,000 円は、当施設の効率的、効果的な運営業務を担うことを目的に交付されるものである。支出については、人件費や外注費、光熱水費が主なものであるが、その目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれ適正に処理 されていた。

(3) 要望について

当団体においては、自主事業の積極的かつ先進的な活動により市民福祉の増進と余暇活動の充実に貢献している点において高く評価される。今後とも中小企業に働く勤労者の拠点として、より一層活発な事業展開を期待する。

指定管理料については、市民の税金であることを念頭に入れ、 市民サービスや施設の安全管理と経費節減のバランスをとりなが ら、業務を遂行されるよう引き続き努めていただきたい。

(参考) 監査対象となった施設の概要

- (1)名 称 栃木市勤労者総合福祉センター
- (2)所在地 栃木市今泉町1丁目2番7号(3)開館年月 平成3年4月
- (4) 施設概要
 - 敷地面積 4, 284. 48 m^2
 - ・建築面積 $1, 054. 16 \text{ m}^2$
 - ・建築構造 鉄筋コンクリート造2階建
 - 主要施設

区 分	概要
1F会議室	48.75㎡ 30人収容
2 F 会議室	84.50㎡ 54人収容
教養文化室(和室)	57.75㎡(25畳)30人収容
職業技能講習室	48.75㎡ 30人収容
研修室	5 2 . 0 0 m ² 3 0 人収容
多目的ホール	255.75㎡ 200人収容
器具庫	22.75 m ²
更衣室(男女別)	各19.50㎡ シャワー室(無料)
事務室	30.13 m²
トイレ(男女別)	1 F (男 1 6 . 6 4 m² 女 2 4 . 2 4 m² 多目的 4 . 4 m²) 2 F (男 1 7 . 5 8 m² 女 1 5 . 4 3 m²)
倉庫	1 F 1 6. 2 5 m², 2 F 4. 6 m²
駐車場	53台(マス数、うち身障者用2台) ※敷地内の他施設と兼用